

# 令和5年度 地域管理経営計画等(案)の概要



令和6年3月

北海道森林管理局

## I 地域管理経営計画等(案)の概要について(経常樹立)

- ・ 上川南部森林計画区
- ・ 網走西部森林計画区
- ・ 十勝森林計画区

(計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日)

## II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について (一斉変更等)

※ 一斉変更は、令和5年12月に「国有林野の管理経営に関する基本計画」が改定されたことに伴うもの。

# I 地域管理経営計画等(案)の概要について (經常樹立)

## 国有林野の管理経営の目標

(国有林野の管理経営に関する法律第3条)

- ① 公益的機能の維持増進
- ② 林産物の持続的・計画的な供給
- ③ 地域産業の振興や住民福祉の向上への寄与

次期計画案

現行計画

地域管理経営計画の計画事項

地域管理経営計画の計画事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた  
貢献に必要な事項

「特に効率的な施業を推進する森林」の設定を位置づけ

名称変更

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

3 林産物の供給に関する事項

3 林産物の供給に関する事項

4 国有林野の活用に関する事項

4 国有林野の活用に関する事項

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる  
民有林野の整備及び保全等に関する事項

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設  
その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる  
民有林野の整備及び保全に関する事項

記載位置変更

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項  
(2) 公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針

(1) 公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針  
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有  
林野の整備及び保全に関する事項

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

※ 下線部は、前年度からの主な変更点である。

# 国有林野施業実施計画の計画事項

## 1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

## 2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

- (1) 伐採造林計画簿
- (2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等
- (3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積
- (4) 伐採総量
- (5) 更新総量
- (6) 保育総量

## 3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

新設

## 4 林道の整備に関する事項

## 5 治山に関する事項

## 6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

## 7 樹木採取区の名称、所在地及び面積

## 8 レクリエーションの森の名称及び区域

## 9 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全等に関する事項

## 10 その他必要な事項

上位計画「国有林野の管理経営に関する基本計画」  
(令和5年12月策定)に即して設定

機能類型が水源涵養タイプの人工林のうち  
下記の自然条件・社会条件から選定

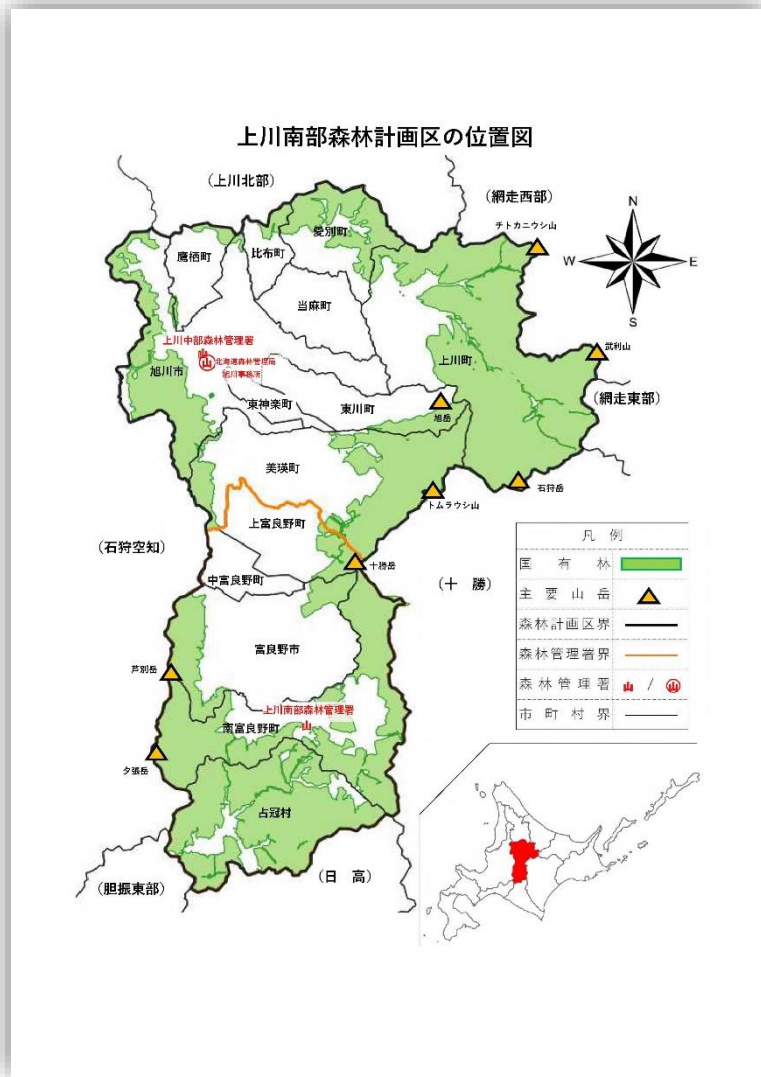
- ▶林道からの距離: 300m未満
- ▶傾斜: 20° 未満
- ▶地位: 中程度(5)以上

# 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

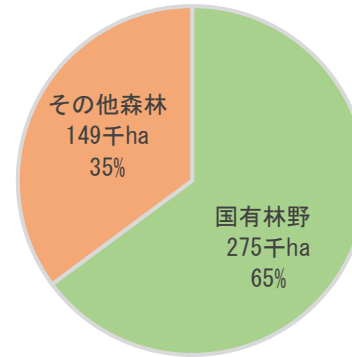
## (1) 国有林野の管理経営の基本方針

### ① 各森林計画区の概況

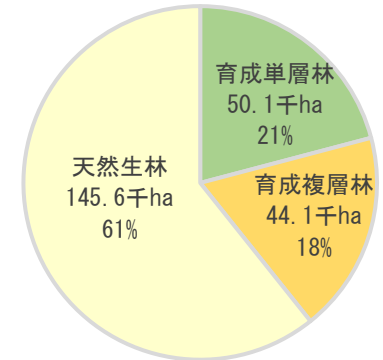
#### ○ 上川南部森林計画区の現況



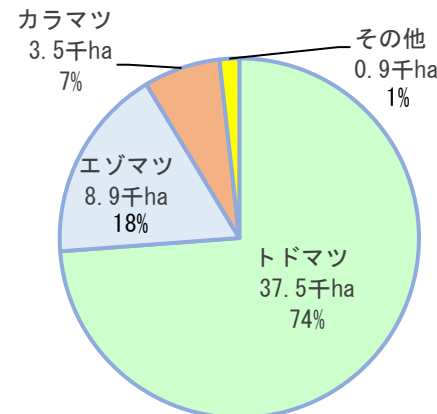
森林計画区の森林面積



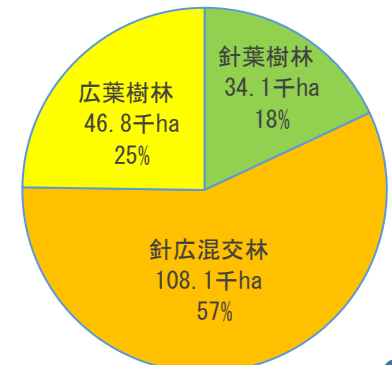
国有林野の林種別面積



国有林野の人工林樹種別面積



国有林野の天然林の林相別面積



(1) 国有林野の管理経営の基本方針

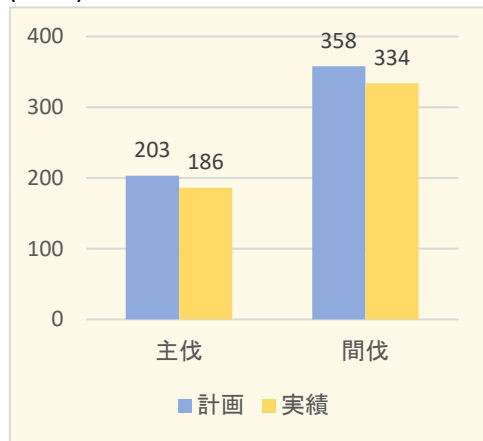
① 各森林計画区の概況(つづき)

○ 上川南部森林計画区の主要施策に関する評価

計画期間(平成31年4月1日～令和6年3月31日)

伐採量

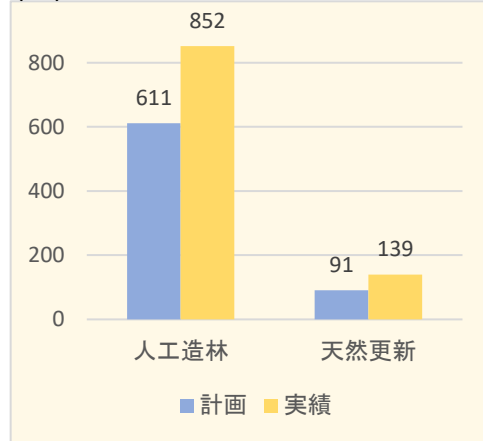
(千m<sup>3</sup>)



台風等の影響があったものの、主伐及び間伐ともにおおむね計画どおり実行した。

更新量

(ha)

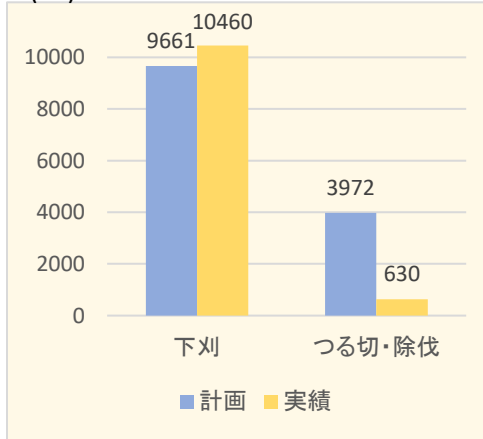


人工造林については、主伐実施箇所に加えて、風倒被害が発生した箇所の更新も合わせて実施したことから、実行数量は大きく増加した。

天然更新については、天然林内の無立木地を発見し、更新が必要と判断したことによる計画外の更新作業を行ったため、実行数量が大きく増加した。

保育量

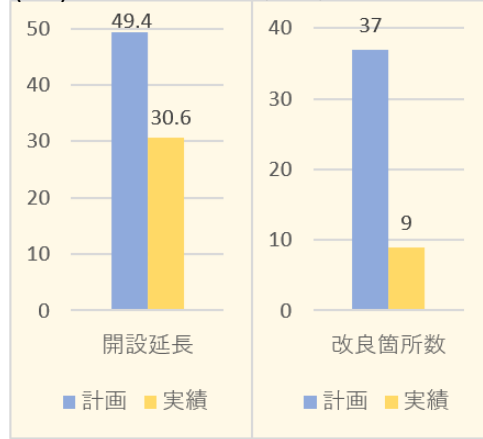
(ha)



下刈りについては、おおむね計画どおり実行した。  
つる切り・除伐については、事前の現地調査を元に精査して実行した結果、減少した。

林道開設及び改良

(km)

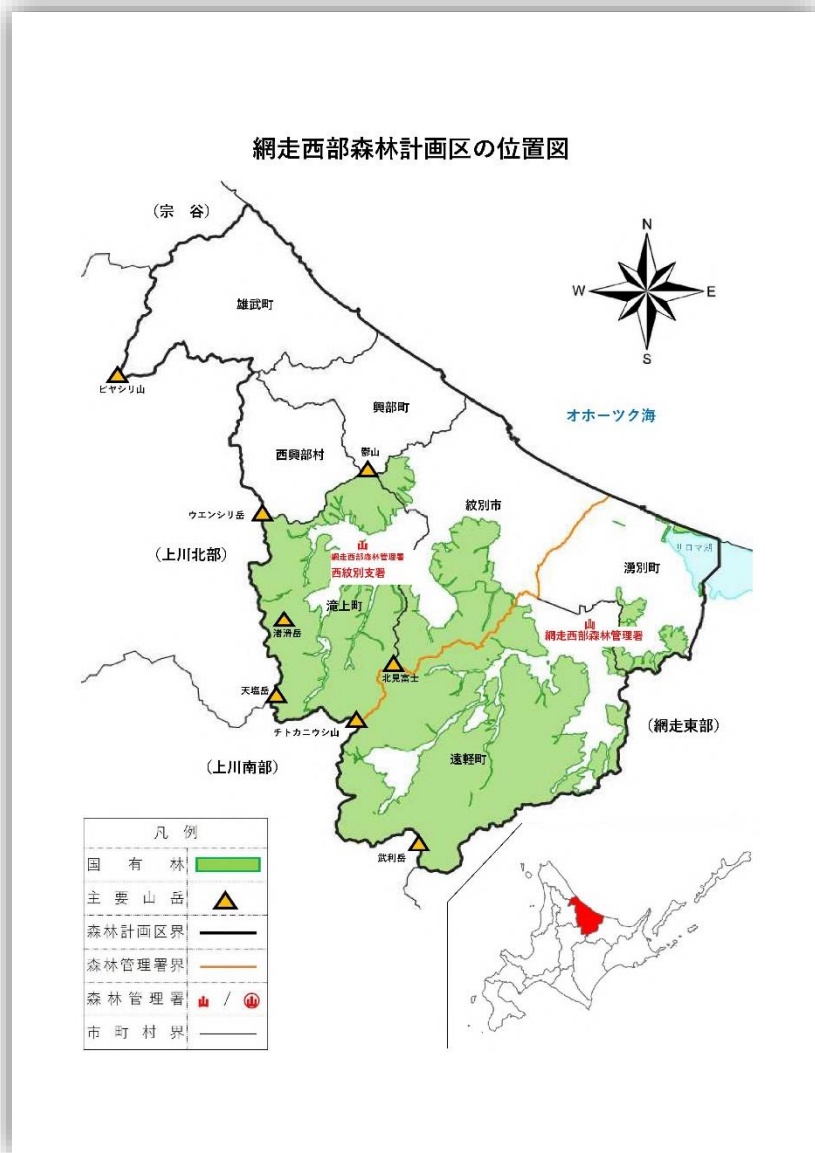


開設及び改良について、利用区域内の事業実行の時期や平成28年度の台風等による被害状況を踏まえ、優先度の高いものから実行した結果、計画量より減少した。

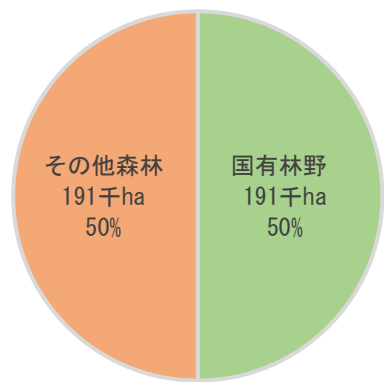
(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 各森林計画区の概況(つづき)

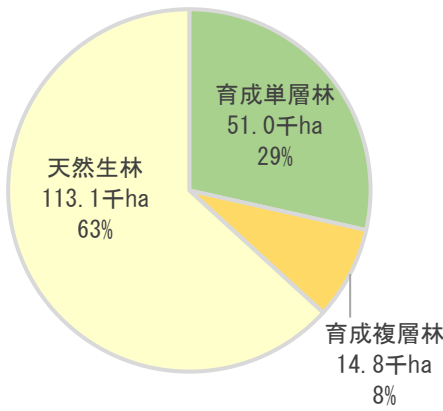
○ 網走西部森林計画区の現況



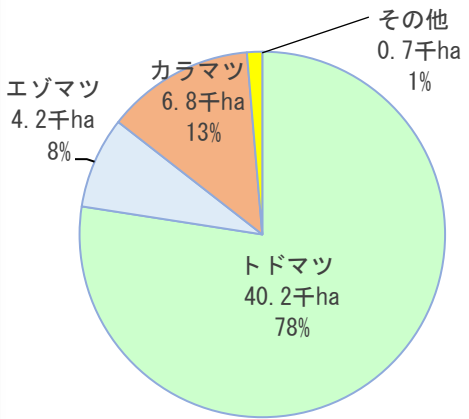
森林計画区の森林面積



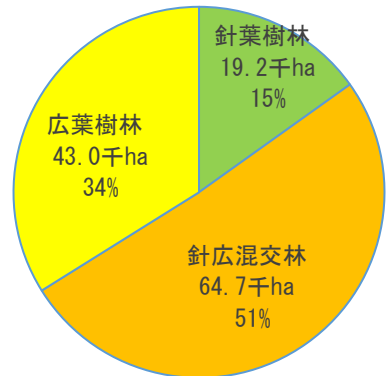
国有林野の林種別面積



国有林野の人工林樹種別面積



国有林野の天然林の林相別面積





(1) 国有林野の管理経営の基本方針

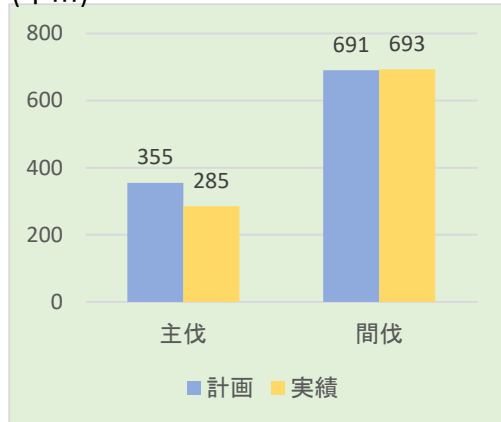
① 各森林計画区の概況(つづき)

○ 網走西部森林計画区の主要施策に関する評価

計画期間(平成31年4月1日～令和6年3月31日)

伐採量

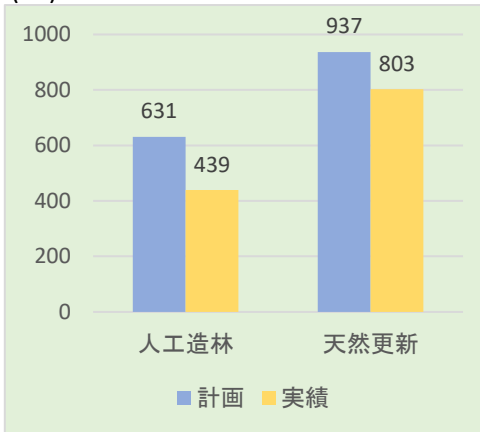
(千㎡)



天然力を活用した多様な森林づくりの実施によって主伐指定箇所の一部を間伐へ変更したことや立木販売の入札不調等により、主伐は減となり間伐はおおむね計画どおり実行した。

更新量

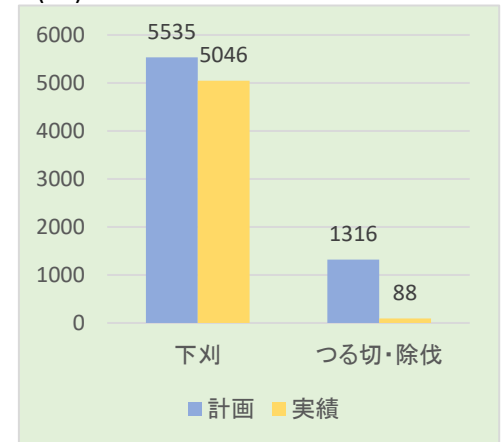
(ha)



人工造林・天然更新面積については、主伐の実行箇所減少に伴いとも減少した。

保育量

(ha)

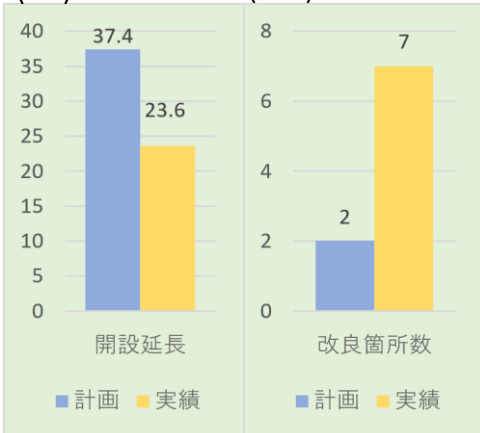


下刈、つる切・除伐とともに、現地の状況を精査して実行した結果、減少した。

林道開設及び改良

(km)

(箇所)

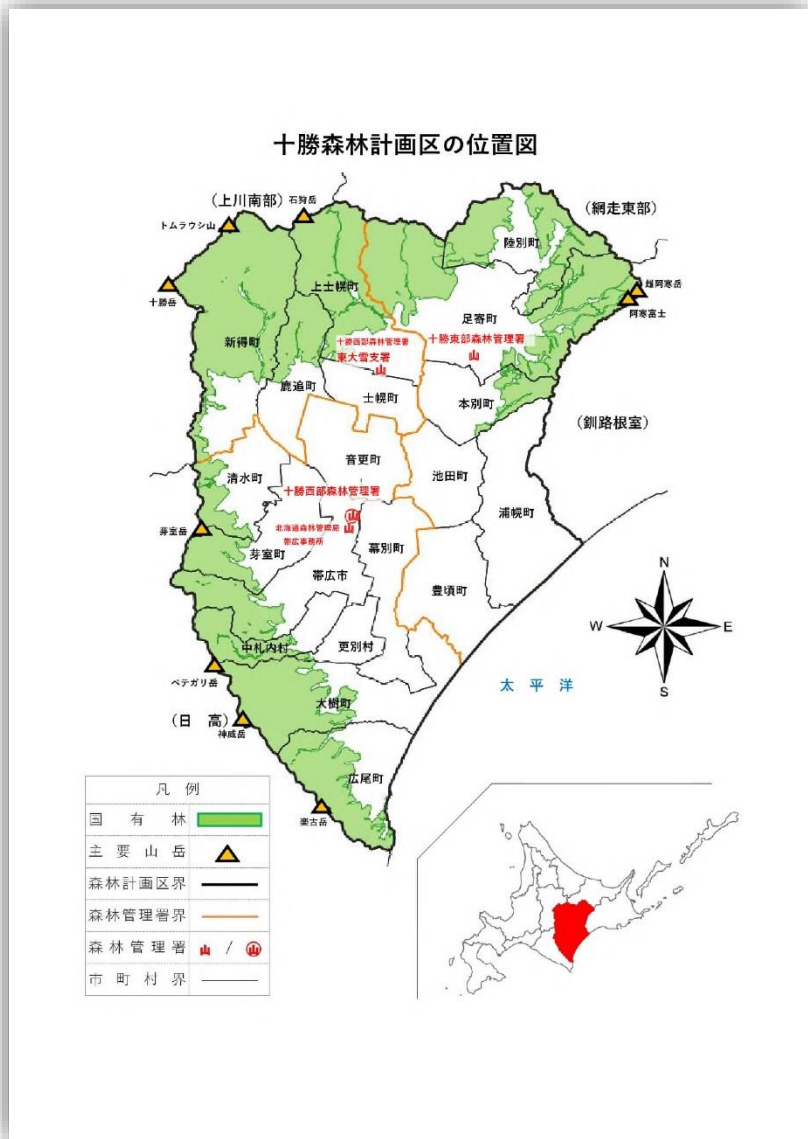


開設については、利用区域内の事業実行の時期等を踏まえ、優先度の高いものから実行した結果、計画量より減少した。  
改良については、事業の緊急度を勘案のうえ実行した結果、計画より増加した。

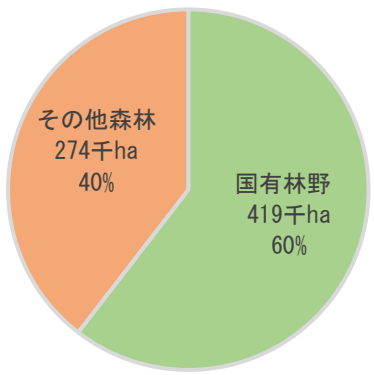
(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 各森林計画区の概況(つづき)

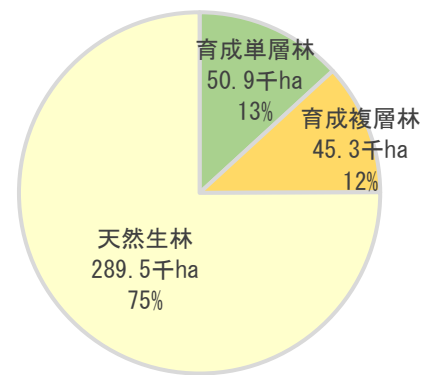
○ 十勝森林計画区の現況



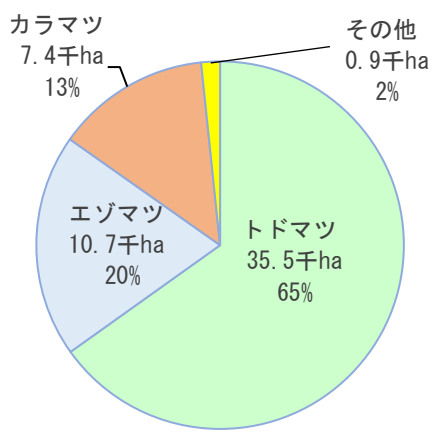
森林計画区の森林面積



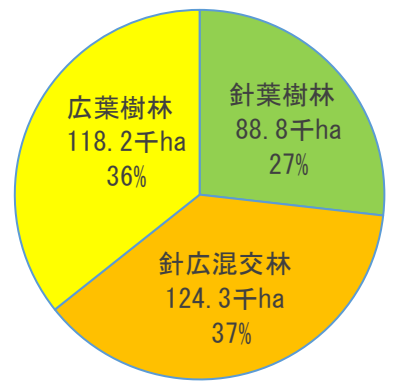
国有林野の林種別面積



国有林野の人工林樹種別面積



国有林野の天然林の林相別面積



(1) 国有林野の管理経営の基本方針

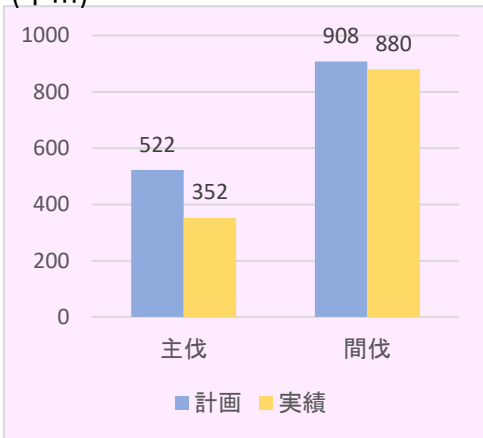
① 各森林計画区の概況(つづき)

○ 十勝森林計画区の主要施策に関する評価

計画期間(平成31年4月1日～令和6年3月31日)

伐採量

(千m<sup>3</sup>)

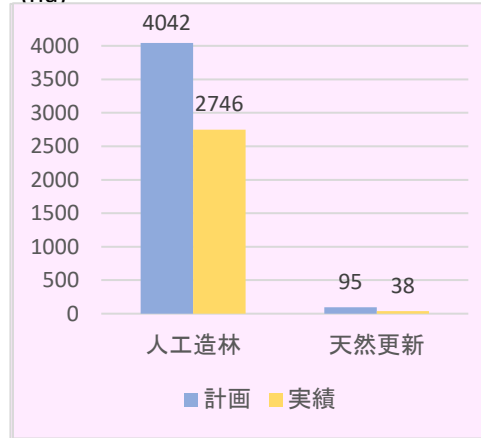


主伐は、主に台風の林道被害により、現地へのアクセスが不可能になったことや、間伐への変更が生じたことにより、減少した。

間伐は、おおむね計画どおり実行した。

更新量

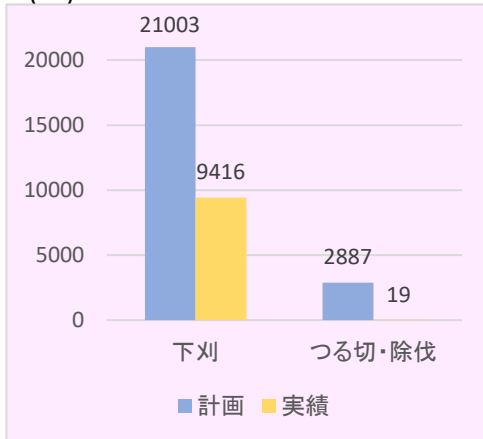
(ha)



人工造林及び天然更新については、主伐量の減少に伴い、減少した。

保育量

(ha)

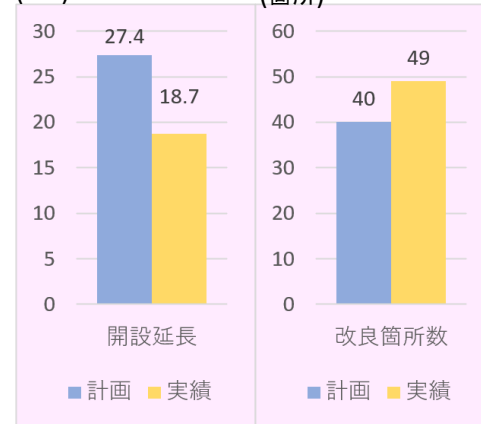


下刈については、大型機械地搾えを積極的にを行い、下層植生の回復を抑制し、実施回数を減らした結果、減少した。

つる切・除伐については、作業が必要な箇所を精査し実施した結果、減少した。

林道開設及び改良

(km)



台風により被災した路線の復旧や、地元要望・各事業の緊急度を勘案のうえ実行し、開設については減少、改良については増加した。

## ② 持続可能な森林経営の実施方向

機能類型区分を踏まえた森林の適切な整備と保全により、次の方針の下、**持続可能な森林経営**に取り組んでいく。

### ア 生物多様性の保全

保護林や緑の回廊における適切な保全・管理の推進、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組む

### イ 森林生態系の生産力の維持

適切な主伐・間伐の実施、天然力も活用した確実な更新等に取り組む

### ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

病虫害・鳥獣害対策、森林火災の予防等に取り組む

### エ 土壌及び水資源の保全・維持

山地災害からの早期復旧、適切な施業方法の選択等に取り組む

### オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化対策に基づいた、適切な森林整備や保全、木材利用の促進、再造林等に取り組む

### カ 長期的、多面的な社会・経済的便益の維持・増進

レクリエーションや森林とのふれあいの場の提供等に取り組む

### キ 持続可能な森林経営のための法的、制度的枠組み

「国民の森林」として管理経営を行うために森林計画制度の適切な運用等に取り組む

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

- ・北海道森林管理局管内では、森林の重視すべき機能に応じて**5つの機能類型に区分\***し、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。
- ・具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」により取り扱う。

※北海道局管内において、快適環境形成タイプ(快適な環境の形成の機能を重視した森林)は該当なし

### 機能類型区分ごとの考え方と目標とする森林

#### 山地災害防止タイプ

##### 土砂流出・崩壊防備エリア

山崩れや土砂の流出などの災害を防止する機能を重視した森林



根系が深く広く発達し、落葉層を保持し、下層植生の発達が良好な森林

主に土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林指定箇所が該当する。

##### 気象害防備エリア

風害、霜害等の気象災害を防止する機能を重視した森林



遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗性の強い森林

主に防風、干害防備保安林指定箇所が該当する。

#### 自然維持タイプ

原生的な森林生態系や景観の維持、希少生物の保護など自然環境を保全する機能を重視した森林



良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林

主に保護林設定箇所や自然公園が該当する。

#### 森林空間利用タイプ

保健、レクリエーション、文化機能など森林とのふれあいの場としての機能を重視した森林



保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林

主に保健保安林の指定箇所やレクリエーションの森設定箇所が該当する。

#### 水源涵養タイプ

水資源を蓄え、良質な水を安定供給する機能を重視した森林



浸透・保水能力の高い森林 土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好な森林

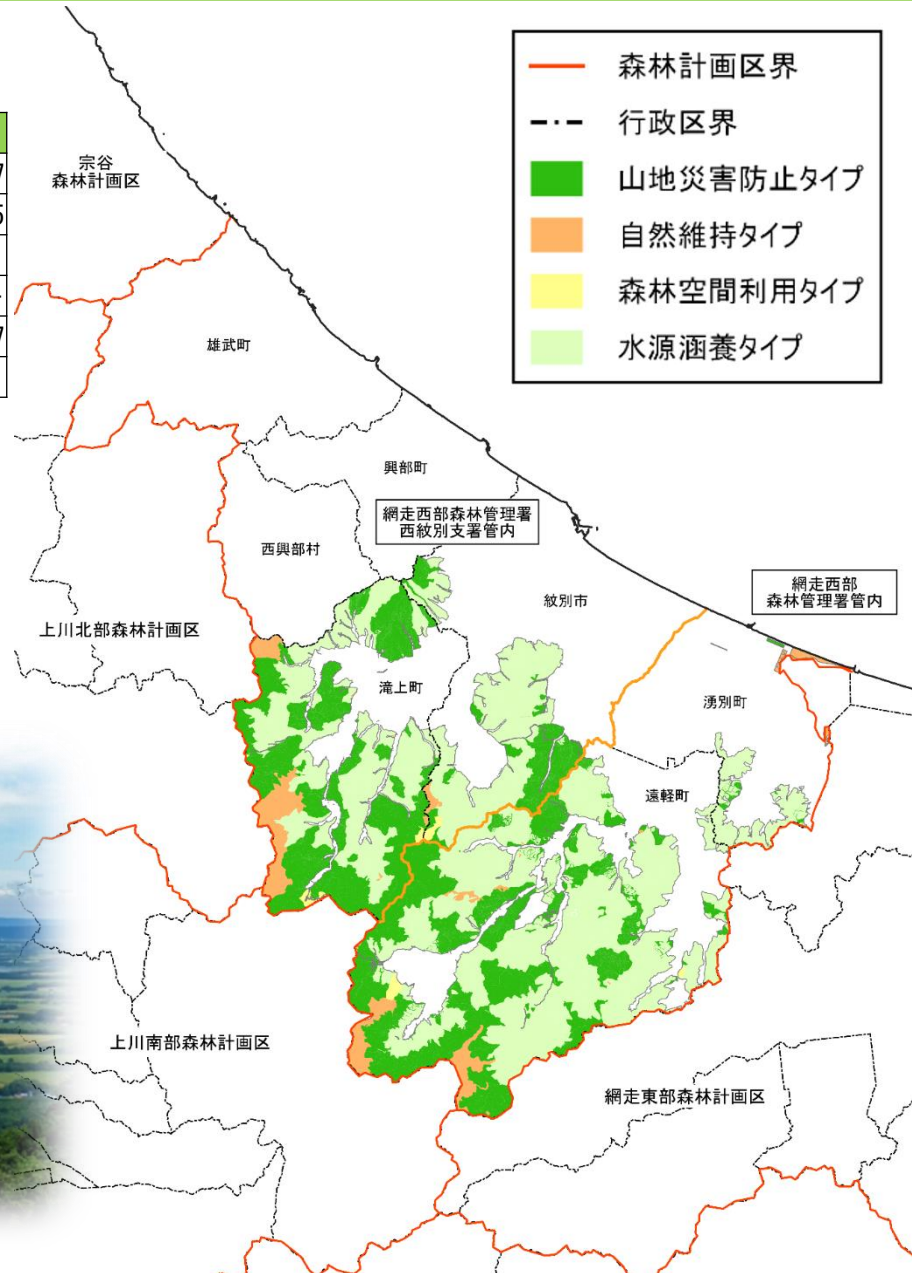
主に水源かん養保安林指定箇所が該当する。



# ○ 網走西部森林計画区の森林の機能類型分布図

機能類型別面積

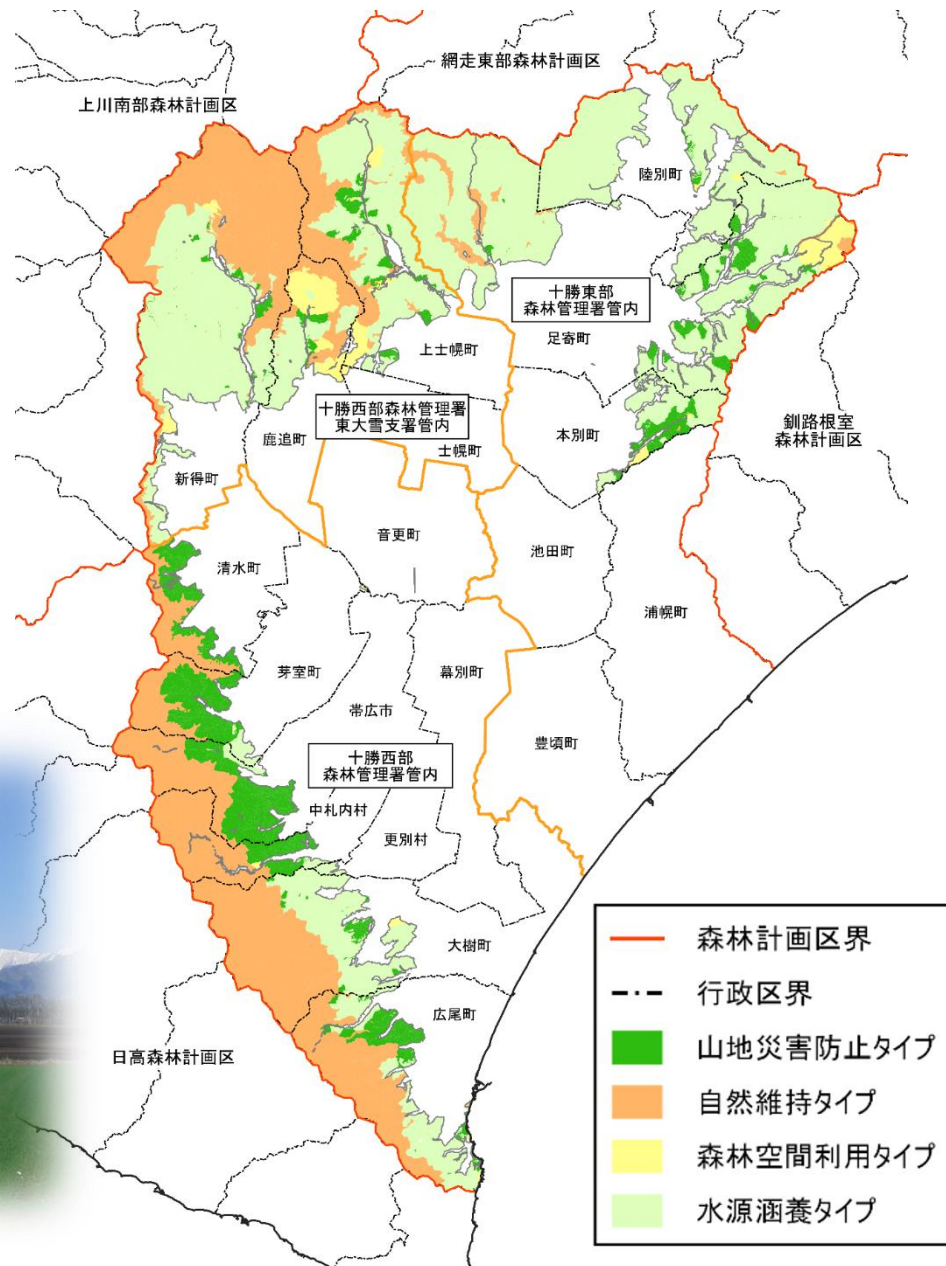
区 分	面積 (ha)	比率 (%)
山地災害防止タイプ	70,150	37
自然維持タイプ	9,857	5
森林空間利用タイプ	1,246	1
快適環境形成タイプ	—	—
水源涵養タイプ	109,344	57
計	190,598	



# ○ 十勝森林計画区の森林の機能類型分布図

機能類型別面積

区 分	面積 (ha)	比率 (%)
山地災害防止タイプ	45,760	11
自然維持タイプ	144,249	34
森林空間利用タイプ	13,316	3
快適環境形成タイプ	—	—
水源涵養タイプ	215,243	51
計	418,568	





### (3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

- ・ 北海道、市町村を始めとする幅広い民有林関係者との連携を図りながら、森林・林業施策全体の推進に貢献する。
- ・ 森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現に向けての取組や林業事業者・林業経営体の育成を推進する。

#### ア 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

- ・ 伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進する。また、造林の省力化や新たな手法の事業での実用化を図る。
- ・ 「特に効率的な施業を推進する森林における施業」については、多様な森林の整備・保全により公益的機能の発揮に努める。



グラップルレーキによる機械地拵  
(上川南部森林計画区)

### (3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

#### 特に効率的な施業を推進する森林

森林・林業施策全体の推進への貢献として、「新しい林業」の実現等の取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち、自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを設定・公表し、当該森林を活用して、造林の省力化・低コスト化等の効率的な施業の実施や、民有林関係者等への普及、林業事業体の育成を効果的に進めることなどを目的とした森林。

これらの取組を通じて、地域の国産材の安定供給体制の構築や将来的な吸収量の確保・強化にも貢献していく。

森林計画区	森林管理署等	小班数	面積(ha)
上川南部	上川中部	807	4,612.97
	上川南部	767	5,041.22
	計画区計	1,574	9,654.19

森林計画区	森林管理署等	小班数	面積(ha)
網走西部	網走西部	710	4,470.57
	西紋別	215	1,154.50
	計画区計	925	5,625.07

森林計画区	森林管理署等	小班数	面積(ha)
十勝	十勝東部	1,863	12,433.58
	十勝西部	416	1,522.57
	東大雪	1,073	5,703.70
	計画区計	3,352	19,659.85

※その他計画区毎の設定面積は資料p36を参照

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項（つづき）

イ 林業事業者・林業経営体の育成

- ・ 林業従事者確保等に資するよう、年間の発注見通しの公表や安定的な事業発注に努める。
- ・ 森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。
- ・ 分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする。

ウ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

- ・ 市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れを実施する。
- ・ 北海道と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に取り組む。

エ 森林・林業技術者等の育成支援

- ・ 大学の研究・実習等へのフィールドの提供を通じた森林・林業技術者の育成の支援をする。
- ・ 北海道立北の森づくり専門学院等へのフィールドの提供、講師派遣等に努める。



年間の発注見通しの公表  
(北海道森林管理局ホームページ)



地域の関係者からなる「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」の場を活用した市町村への技術支援  
(十勝森林計画区)

# (4) 主要事業の実施に関する事項

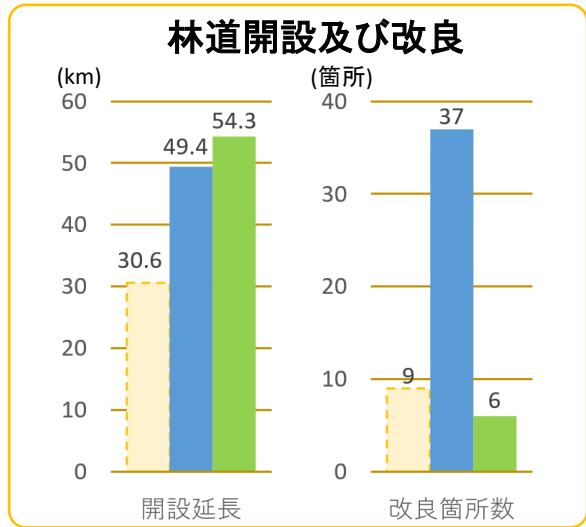
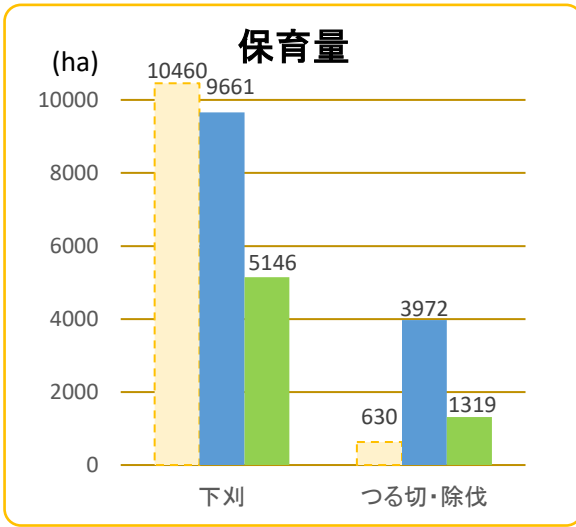
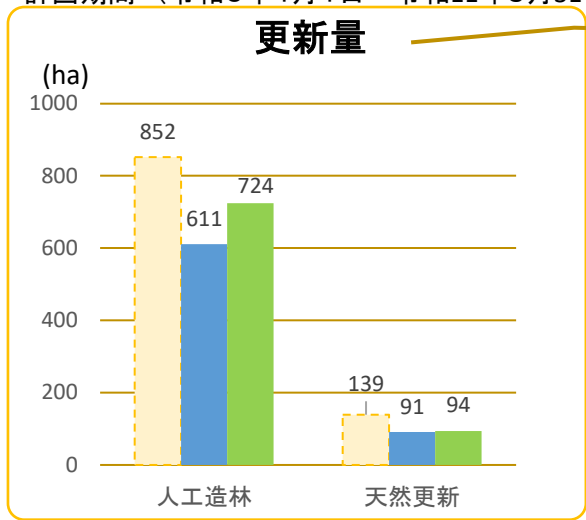
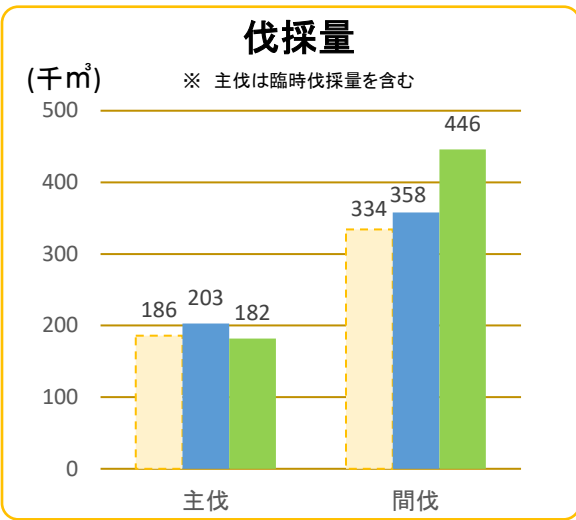
## ○ 上川南部森林計画区の主要事業量

※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上（ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のみ計画）したものである。

(参考) 現行実績  
 現行計画  
 次期計画

計画期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

計画期間内の主伐を理由とする更新に加え、現行計画で実施した主伐や風倒等被害の発生に起因する更新も含まれている。



林業機械による玉切作業



フォワーダへの積み込み・運搬

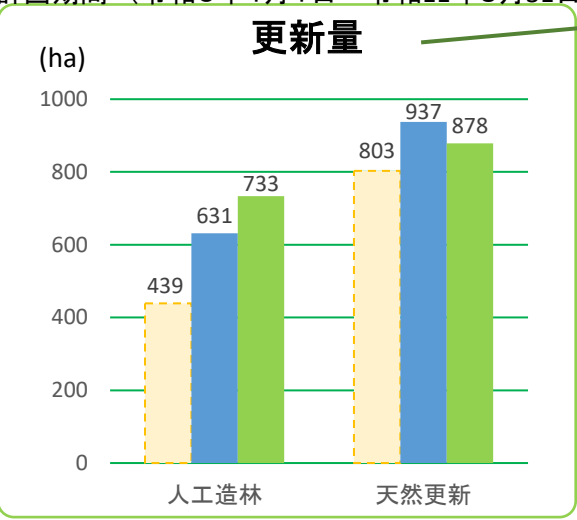
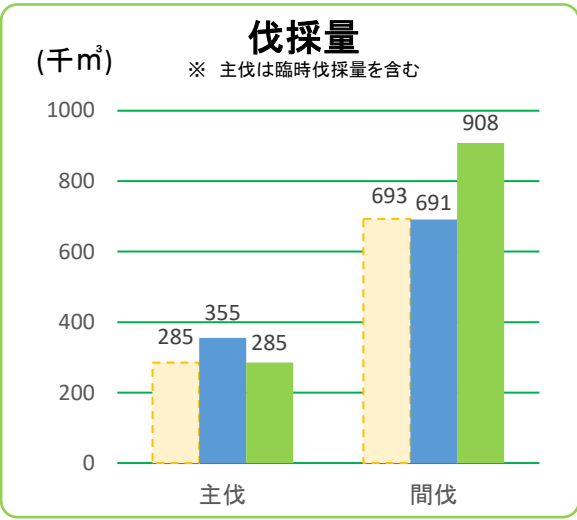
(4) 主要事業の実施に関する事項 (つづき)

# ○ 網走西部森林計画区の主要事業量

※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上 (ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量みの計画) したものである。

(参考) 現行実績  
 現行計画  
 次期計画

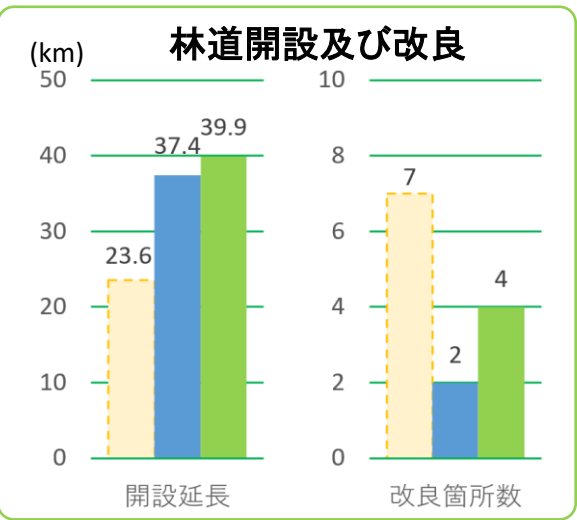
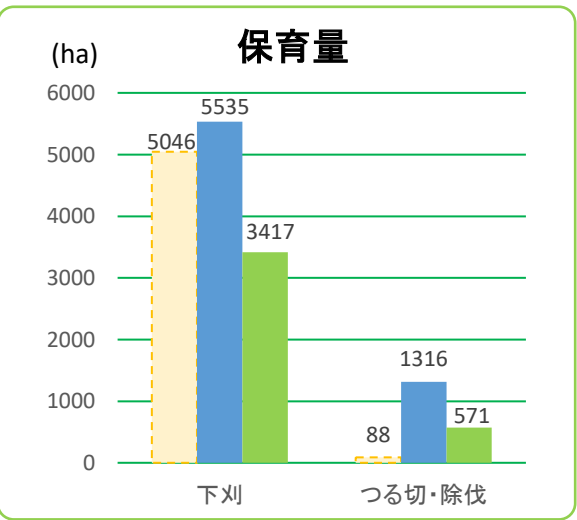
計画期間 (令和6年4月1日～令和11年3月31日)



計画期間内の主伐を理由とする更新に加え、現行計画で実施した主伐や風倒等被害の発生に起因する更新も含まれている。



土場での素材(丸太)の集積作業



カラマツ人工林内の大型機械地拵え箇所

(4) 主要事業の実施に関する事項 (つづき)

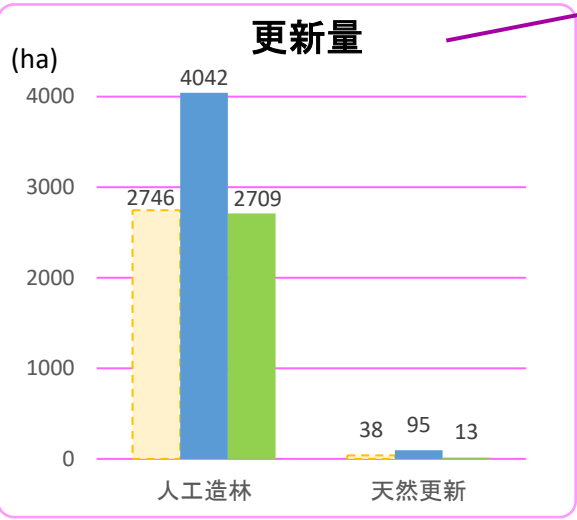
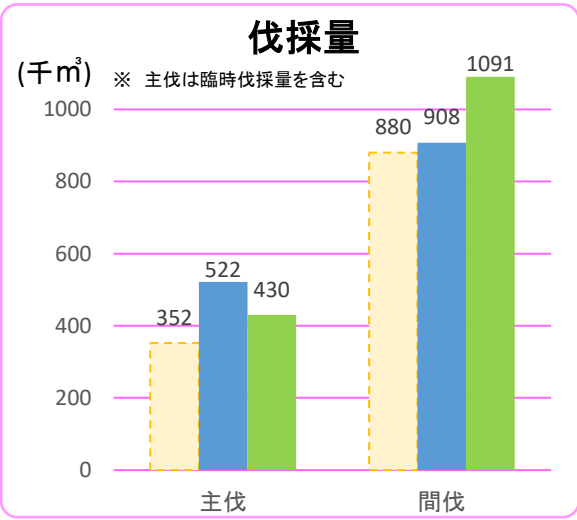
# ○ 十勝森林計画区の主要事業量

※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上 (ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のみ計画)したものである。

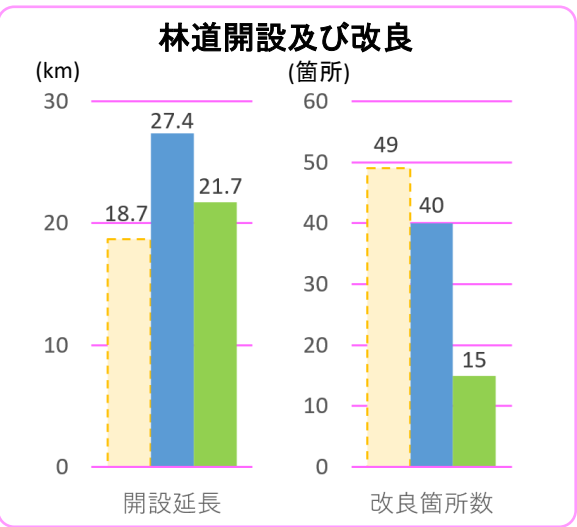
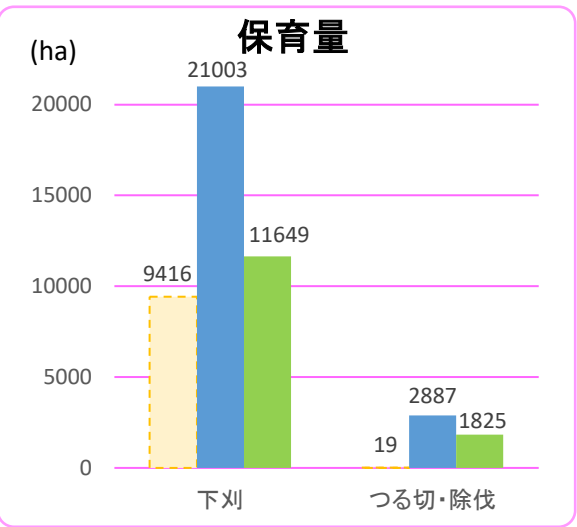
(参考) 現行実績  
 現行計画  
 次期計画

計画期間 (令和6年4月1日～令和11年3月31日)

計画期間内の主伐を理由とする更新に加え、現行計画で実施した主伐や風倒等被害の発生に起因する更新も含まれている。



コンテナ苗の植栽作業



造林機械による下刈り作業

## (5) その他必要な事項

### ア 水源涵養機能の持続的な発揮への配慮

- ・ 水源涵養機能を持続的に発揮させるための間伐を積極的に推進する。
- ・ 水質汚濁の防止に配慮した森林施業を適切に実施する。



人工林列状間伐実施後  
(十勝西部森林管理署東大雪支署管内)

### イ 林道等路網の利用

- ・ 林道(林業専用道を含む)と森林作業道を適切に組み合わせた整備を推進する。
- ・ 災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより、路網の強靱化・長寿命化を進めていく。



新設林道(林業専用道)  
(十勝東部森林管理署管内)

### ウ 保安林の整備及び治山事業

- ・ 植栽、本数調整伐等の保安林の整備を実施していく。
- ・ 山地災害の激甚化傾向を踏まえた国土強靱化基本計画等に基づいて、災害の発生形態に対応して、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等の治山対策を推進する。



治山工事(木製校倉式土留工)  
(上川南部森林管理署管内)

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ア 森林火災防止等の森林保全巡視

- ・ 森林火災の発生防止等のための啓発活動を実施する。
- ・ 巡視による森林被害の発生状況や不法投棄等の状況を把握し、適切な措置を講ずる。



不法投棄



清掃ボランティア  
(十勝西部森林管理署)

#### イ 境界の保全管理

境界標の確認、不明標の復元等について、計画的に実施していく。



国有林の境界標  
(コンクリート標)

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害について、早期発見に努めるとともに、北海道や試験研究機関等とも連携し、原因究明及び早期防除により、まん延防止に努める。



カラマツヤツバキクイムシによる食痕



カラマツヤツバキクイムシによる被害を受けたカラマツ人工林



## (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

### ア 保護林

以下の森林を保護林として、保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持や学術の研究等に資する。

- ①我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林
- ②地域固有の生物群集を有する森林
- ③希少な野生生物の生息・生育に必要な森林



シマフクロウの幼鳥

### イ 緑の回廊

保護林と保護林を連結させ、野生生物等の広域化や相互交流を図り、効果的な保全を図るために設定する。

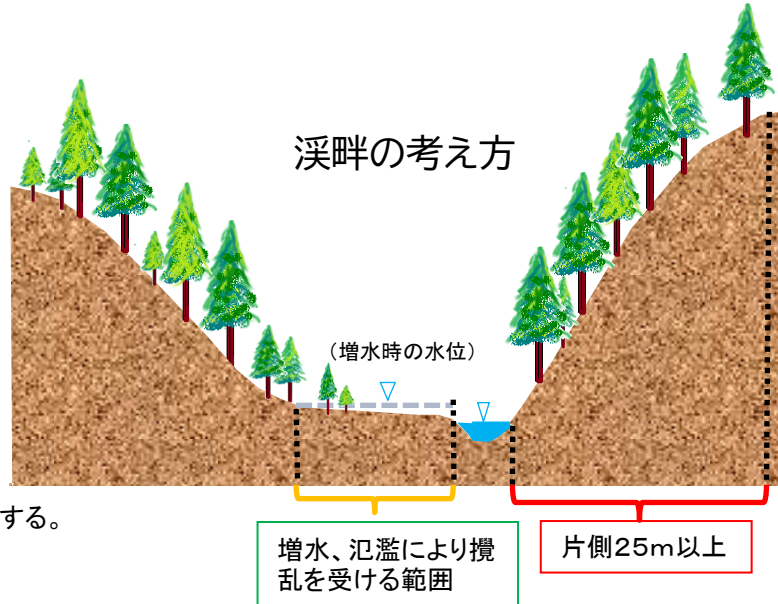
上川南部森林計画区	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	2	46, 651
生物群集保護林	3	2, 351
希少個体群保護林	14	1, 604
大雪・日高緑の回廊	1	5, 521

網走西部森林計画区	箇所数	面積 (ha)
希少個体群保護林	8	3, 267
十勝森林計画区	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	2	127, 865
希少個体群保護林	23	3, 491
大雪・日高緑の回廊	1	11, 847

## ウ 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺は、水系への土砂流出の抑制、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供等の場として生物多様性にとって重要な役割を担っている。そのため、上流から下流までの連続性の確保による生態系ネットワークの形成に努める。

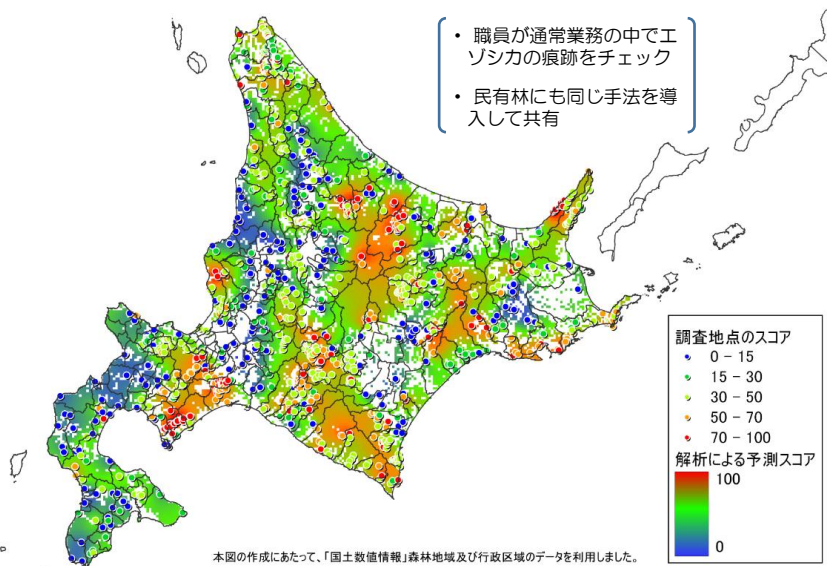
※ 溪畔周辺: 常時水流のある溪流等の水辺から概ね片側25m以上を目安とする。



## (4) その他必要な事項

簡易チェックシートによる天然林へのエゾシカの影響評価 (2022年)

林野庁北海道森林管理局・北海道・北海道立総合研究機構



本図の作成にあたって、「国土数値情報」森林地域及び行政区域のデータを利用しました。

## ア エゾシカ被害への対応

- 北海道が策定した「北海道エゾシカ管理計画」や森林被害等のモニタリング調査の結果を踏まえ、効果的な個体数調整に取り組む。
- 各種事業と狩猟の調整を計画的に行い、狩猟における安全対策の徹底についての啓発を実施する。



## イ 希少な野生生物等の取扱い

- 環境行政や地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図る。また、希少種の保護、外来種の侵入防止・駆除に努める。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

- ・ 公益重視の管理経営を一層推進しつつ、森林施業の結果得られる木材等林産物の持続的かつ計画的な供給に努める。
- ・ 地域の川上・川中・川下の関係者との連携強化により安定的な供給体制の構築を図る。

#### (2) その他必要な事項

##### ア 地域振興等に関する木材供給

民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努める。また、網走西部森林計画区においては、森林認証の継続を通じて、流域林業の活性化に取り組む。



森林認証材  
(網走西部森林管理署管内)



間伐材を利用した洗掘防止工  
(上川南部森林管理署管内)

##### イ 木材利用促進への取組

間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用するなど、国有林野事業自ら木材の利用に取り組む。

また、利用が低位な木材や端材、林地残材等の未利用材について、有効利用に努める。

##### ウ 木材価格急変時の供給調整機能の発揮

地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握し、効果的な方法で、供給調整機能を発揮する。



林地未利用材  
(十勝森林計画区)

# 4 国有林野の活用に関する事項

## (1) 国有林野の活用の推進方針

- ・ 国有林野の活用に当たっては、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地域社会の活性化に資するよう積極的に推進する。
- ・ 国土保全や生物多様性の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーを利用した発電に供する場合は、地域の意向を踏まえつつ、手続きの迅速化・簡素化に努める。
- ・ 保健・文化・教育的利用が適当な国有林野を、「レクリエーションの森」として提供する。



ぬかびら源泉郷スキー場  
(十勝西部森林管理署東大雪支署)

## (2) 国有林野の活用の具体的手法

- ・ 公用・公共用・公益事業用地としての活用については、法令等に基づき、貸付け、売払い等の手法により実施する。

### レクリエーションの森の設定状況

森林計画区	箇所数(箇所)	面積(ha)	種類
上川南部	14	6,815	自然休養林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風景林、風致探勝林
網走西部	2	375	野外スポーツ地域、その他(レクリエーションの森施設敷)
十勝	13	8,401	自然休養林、自然観察教育林、野外スポーツ地域、風景林、風致探勝林、その他(レクリエーションの森施設敷)

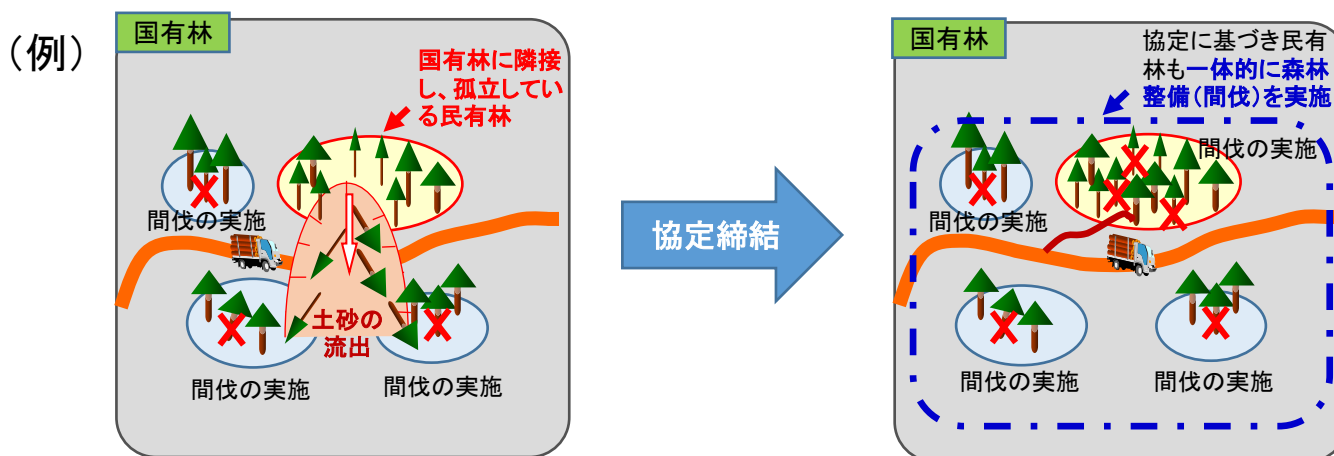
# 5 国有林野と一体的に行う民有林野の整備及び保全等に関する事項

## (1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

- 民有林野と連結した路網の整備と相互利用、計画的な間伐の実施等に取り組むとともに、民有林への森林・林業技術の普及に取り組む。

## (2) 公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針

- 国有林野に隣接・介在する民有林において、森林所有者等による施業が十分に行われず、そのことにより国有林野の公益的機能に悪影響を及ぼしている場合は、国有林野と民有林野で一体的に整備及び保全を行い、公益的機能の維持増進を図っていく。この締結に当たっては、合理的な役割分担の下で、実施に向けた条件整備を進めていく。



民有林の手入れが不十分のままでは、土壌保全機能が低下し、国有林にも影響が生ずるおそれ

一体的な森林整備(間伐)の実施により、路網や国有林への影響が回避され、区域全体で公益的機能を維持増進

# 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

## (1) 国民参加の森林に関する事項

国有林野の多様で豊かな自然環境や人材を活用し、国民の森林に対する要請に応えるため、協定を締結して、フィールドの提供や技術指導を行う。

### ① ふれあいの森

- 自主的な森林整備活動の場として設定する。

### ② 社会貢献の森

- 企業のCSR活動等を目的とした森林整備活動の場として設定する。

### ③ 木の文化を支える森

- 歴史的な木造建築物などの資材確保のための森林整備や保全活動の場として設定する。

### ④ 遊々の森

- 森林環境教育の場として設定する。

### ⑤ 多様な活動の森

- 森林の美化活動など、①～④に分類できない活動の場として設定する。

### ⑥ モデルプロジェクトの森

- 団体と森林管理署が協働・連携して行う森林の整備・保全活動の場として設定する。

協定締結による国民参加の森林づくり設定状況

上川南部森林計画区	箇所数	面積 (ha)
ふれあいの森	1	21
社会貢献の森	1	11
遊々の森	4	122
網走西部森林計画区	箇所数	面積 (ha)
社会貢献の森	1	5
多様な活動の森	2	2
十勝森林計画区	箇所数	面積 (ha)
ふれあいの森	1	137
社会貢献の森	2	1
遊々の森	3	272

## (2) 分収林に関する事項

- ・ 分収林制度<sup>(注)</sup>の活用による森林整備を推進する。
- ・ 特に、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を進める。

### 分収林の設定状況

上川南部森林計画区	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	47	546
分収育林	32	156
計	79	702
うち「法人の森林」	4	16

網走西部森林計画区	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	28	199
分収育林	15	73
計	43	272
うち「法人の森林」	1	2

十勝森林計画区	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	45	708
分収育林	20	95
計	65	803
うち「法人の森林」	3	16

(注) 分収林制度：

- ・ 森林を所有する者、造林又は保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度。
- ・ 国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、育成途上の森林について契約相手方が費用の一部を負担して国が保育を行う「分収育林」がある。

## (3) その他必要な事項

### ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

- ・ 地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、国民に対して森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるほかSNSも活用した幅広い情報発信を行う。

### イ 森林環境教育の推進

- ・ 「遊々の森」の活用を図るとともに、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等に取り組む。
- ・ 木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」にも取り組む。

### ウ 森林の整備・保全等への国民参加

- ・ 「ふれあいの森」の設定等により、フィールド提供や技術指導など、多様な取組を進め、森林管理署では、国民参加の森林づくりに関する支援窓口機能の発揮に努める。



地元小学生に対する森林環境教育の様子  
(網走西部森林管理署管内)



森の巨人たち百選「巨樹・巨木」  
美瑛の森の神様 カツラ  
(上川中部森林管理署管内)



# 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

## (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

### ア 林業技術の開発

研究機関へのフィールドの提供等による基礎技術の開発に協力する。また、天然更新や無人航空機等の先進技術を取り入れた森林の管理経営を推進する。

### イ 林業技術の普及

北海道や市町村、研究機関等と連携し、国有林を活用した現地検討会の開催等による技術開発成果の普及・定着に努める。



無人航空機を使った森林調査  
(十勝西部森林管理署東大雪支署管内)

## (2) 地域の振興に関する事項

- ・ 地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つである。このため、国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体の貢献を通じて、地域産業の振興等に寄与するよう努める。

## (3) その他必要な事項

- ・ アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発が図られてきている中で、国有林において、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」等に基づき、地域の状況に応じて、アイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取にかかる共用林野の設定等の検討を進める。



アットウシ  
オヒョウニレの反物。

トンコリ  
アイヌに伝わる伝統的な楽器。



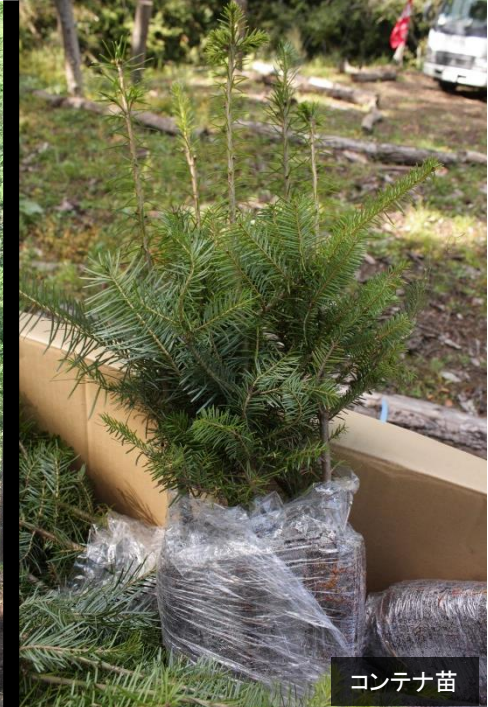
複層林造成  
(帯状伐採)



皆伐・地拵え



複層林造成  
(機械地拵え)



コンテナ苗



コンテナ苗の植栽



再造林後の生育の様子  
(複層林造成地)

## II 地域管理経営計画等の**変更**計画(案)の概要について

## II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(一斉変更)

- 水源涵養タイプにおけるより柔軟な施業を可能とするため、人為に加えて天然力も活用した施業の拡充及び複層林造成における上木の伐採時期の見直しにより関連通知を一部改正したことに伴い、関係する項目を変更する。

(施業群の細分の追加に関する変更)

### 【全ての森林計画区】

国有林野施業実施計画

変更前			変更後		
施業群	施業群細分	取扱い	施業群	施業群細分	取扱い
複層林	複層林施業	人為を積極的に加えることにより、複数の樹冠層を有する森林を造成し、将来にわたり非皆伐状態を維持する。	複層林	人工造林型複層林施業	積極的に人為を加えることにより、複数の樹冠層を有する森林を造成し、将来にわたり非皆伐状態を維持する。
	混交林施業	必要により人為を加えることにより、広葉樹等の導入・育成を図り、針広混交林を造成・維持する。		天然更新型複層林施業	天然力を活用しつつ、積極的に人為を加えることにより、複数の樹冠層を有する森林を造成し、将来にわたり非皆伐状態を維持する。
天然林・その他	育成天然林施業	必要により人為を加えることにより、多様な樹種による複数の樹冠層を有する森林を造成・維持する。		混交林施業	天然力を活用しつつ、必要により人為を加えることにより、広葉樹等の導入・育成を図り、針広混交林を造成・維持する。
			天然林・その他	複層伐型育成天然林施業	一斉林において、天然力を活用しつつ、積極的に人為を加えることにより、複数の樹冠層を有する森林を造成・維持する。
				択伐型育成天然林施業	天然力を活用しつつ、必要により人為を加えることにより、森林を造成・維持する。

※ ポイント：施業群の細分を更新の考え方で分けた。なお、通常伐期施業群、長伐期施業群の変更はなし。

## II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(一斉変更)

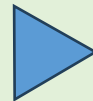
- 水源涵養タイプにおけるより柔軟な施業を可能とするため、人為に加えて天然力も活用した施業の拡充及び複層林造成における上木の伐採時期の見直しにより関連通知を一部改正したことに伴い、関係する項目を変更する。

(伐期齢の一部見直しによる変更)

### 【全ての森林計画区】

国有林野施業実施計画

変更前			
施業群	細分	伐期齢又は回帰年	
		樹種	
複層林	複層林施業	トドマツ	伐採始期 60年
			伐採終期 100年
		アカエゾマツ ・エゾマツ	伐採始期 70年
			伐採終期 120年
		カラマツ ・グイマツ	伐採始期 40年
			伐採終期 80年
スギ	伐採始期 50年 伐採終期 80年		
その他針葉樹	伐採始期 50年 伐採終期 90年		
	混交林施業	森林計画区ごとに設定	
天然林・その他	育成天然林施業		
	天然生林施業		



変更後			
施業群	施業群細分	伐期齢又は回帰年	
複層林	人工造林型複層林施業	上木伐採の始期の伐期齢/終期	トドマツ 50年/130年
			アカエゾマツ・エゾマツ 60年/160年
	カラマツ・グイマツ 35年/85年		
	スギ 50年/110年		
天然更新型複層林施業	その他針葉樹 40年/110年		
	混交林施業	伐期齢は標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、繰り返し期間は回帰年を準用する。	
天然林・その他	複層伐型育成天然林施業	上木伐採の始期の伐期齢/終期	針葉樹 60年/130年
			カンバ類 30年/95年
			その他広葉樹 80年/145年
	択伐型育成天然林施業	回帰年	森林計画区ごとに設定
天然生林施業			

※ 伐期齢 : 予測的に主伐の林齢を設定したもの。国有林においては、国有林の地域別の森林計画で定める標準伐期齢以上としている。

※ 標準伐期齢: 主伐の目安として市町村森林整備計画及び国有林の地域別の森林計画において定めた収穫量最多の伐期齢。

※ 回帰年 : 択伐を行う林分について、同一林分が繰り返される期間のことで、その期間は伐採後の森林が伐採前の元の蓄積に回復するまでとなっている。

※ ポイント: 変更後の上表における上木伐採の始期の伐期齢は、二段林、多段林の造成時の伐期齢である。複層林造成後の上木の伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

※ 複層林施業群は、人工林を対象とした施業である。

## II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(一斉変更)

- ・ 国有林野の管理経営に関する基本計画の改定に伴い、「特に効率的な施業を推進する森林」を設定する。

地域管理経営計画  
国有林野施業実施計画

### 【全ての森林計画区】

(変更計画区)

【新規】3 特に効率的な施業を推進する森林  
(別表)

森林計画区	森林管理署等	林小班数	面積(ha)	森林計画区	森林管理署等	林小班数	面積(ha)
渡島檜山	檜山	1,900	4,922.33	上川北部	上川北部	1,413	7,348.82
	渡島	1,021	3,208.12		計画区計	1,413	7,348.82
	計画区計	2,921	8,130.45	留萌	留萌北部	423	1,916.68
後志胆振	後志	640	2,123.71		留萌南部	827	4,508.82
	計画区計	640	2,123.71		計画区計	1,250	6,425.50
胆振東部	胆振東部	2,321	12,030.81	宗谷	宗谷	1,820	10,060.96
	計画区計	2,321	12,030.81		計画区計	1,820	10,060.96
日高	日高北部	438	1,653.83	網走東部	網走中部	1,412	10,238.37
	日高南部	546	1,911.31		網走南部	2,787	18,059.60
	計画区計	984	3,565.14		計画区計	4,199	28,297.97
石狩空知	石狩	1,831	8,520.32	釧路根室	根釧西部	3,867	34,990.11
	空知	2,540	9,036.32		根釧東部	1,356	11,046.47
	北空知	575	2,071.17		計画区計	5,223	46,036.58
	計画区計	4,946	19,627.81				

※ 特に効率的な施業を推進する森林

森林・林業施策全体の推進への貢献として、「新しい林業」の実現等の取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち、自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを設定・公表し、当該森林を活用して、造林の省力化・低コスト化等の効率的な施業の実施や、民有林関係者等への普及、林業事業者の育成を効果的に進めることなどを目的とした森林。

これらの取組を通じて、地域の国産材の安定供給体制の構築や将来的な吸収量の確保・強化にも貢献していく。

## II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(個別の変更)

### 【石狩空知森林計画区】

- 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

施業群	変更前	変更後	増減
複層林	10,873	12,182	1,309

- 治山事業

	変更前	変更後	増減
保全施設(箇所数)	69	71	2
保安林の整備(ha)	299	319	20

※ 溪間工+1箇所、山腹工+1箇所、植栽工+20ha

### 【渡島檜山森林計画区】

- 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

施業群	変更前	変更後	増減
複層林	3,555	3,910	355

- 保育総量

		変更前	変更後	増減
保育総量	下刈(ha)	9,430	8,891	▲539
	つる切り(ha)	1,622	-	
	除伐(ha)	876	-	
	つる切・除伐(ha)	-	2,259	▲239

### 【後志胆振森林計画区】

- 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

施業群	変更前	変更後	増減
複層林	901	1,022	121

### 【上川北部森林計画区】

- 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

施業群	変更前	変更後	増減
複層林	3,424	3,506	82

### 【日高森林計画区】

- 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

施業群	変更前	変更後	増減
複層林	2,439	2,667	228

- 保育総量、林道

		変更前	変更後	増減
保育総量	下刈(ha)	5,993	5,692	▲301
	つる切り(ha)	1,043	-	
	除伐(ha)	819	-	
	つる切・除伐(ha)	-	1,677	▲185
林道	開設(延長)(m)	29,500	30,160	660

- 治山事業

	変更前	変更後	増減
保全施設(箇所数)	33	42	9

※ 溪間工+8箇所、地すべり対策+1箇所

## II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(個別の変更)

### 【胆振東部森林計画区】

- 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

施業群	変更前	変更後	増減
複層林	2,217	2,517	300

- 保育総量、林道

		変更前	変更後	増減
保育総量	下刈 (ha)	11,793	10,666	▲1,127
	つる切・除伐 (ha)	5,360	4,286	▲1,074
林道	開設(延長) (m)	4,140	5,860	1,720

- 林産物の供給に関する事項  
樹木採取区

名称	所在地 (林小班)	変更前 面積 (ha)	変更後 面積 (ha)
北海道森林管理局1 胆振東部樹木採取区	2040 ん林小班外	671.03	解除

### 【宗谷森林計画区】

- 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

施業群	変更前	変更後	増減
複層林	3,643	3,754	111

- 保育総量

		変更前	変更後	増減
保育総量	下刈 (ha)	6,998	6,311	▲687
	つる切・除伐 (ha)	2,785	2,227	▲558

### 【網走東部森林計画区】

- 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

施業群	変更前	変更後	増減
複層林	20,504	5,950	▲14,554
天然林・その他	7,430	24,700	17,270

- 保育総量

		変更前	変更後	増減
保育総量	下刈 (ha)	12,670	11,139	▲1,531
	つる切・除伐 (ha)	1,917	1,534	▲383

- 林産物の供給に関する事項  
樹木採取区

名称	所在地 (林小班)	変更前 面積 (ha)	変更後 面積 (ha)
北海道森林管理局2 網走東部樹木採取区	103 は林小班外	670.55	解除

## II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(個別の変更)

### 【釧路根室森林計画区】①

#### ○ 機能類型区分

機能類型区分	変更前 面積 (ha)	変更後 面積 (ha)	増減
山地災害防止タイプ	39,887 (14%)	39,887 (14%)	
土砂流出・崩壊防 備エリア	23,789 (8%)	23,789 (8%)	
気象害防備エリア	16,098 (6%)	16,098 (6%)	-
自然維持タイプ	<u>65,712</u> (23%)	<u>65,883</u> (23%)	171
森林空間利用タイプ	26,620 (9%)	26,620 (9%)	
快適環境形成タイプ	該当なし	該当なし	-
水源涵養タイプ	<u>155,802</u> (54%)	<u>155,631</u> (54%)	▲171
該当外	-	-	-
国有林野面積計	288,021	288,021	-

※ 別寒辺牛生物群集保護林の拡充及び硫黄山(川湯)周辺保護林の統合により、機能類型を変更する。

べかんべし  
○ 別寒辺牛生物群集保護林の拡充及び硫黄山(川湯)周辺保護林の統合により、施業群別面積、保護林の名称及び区域を変更する。

#### 保護林(生物群集保護林)の区域

名 称	変更前 面積 (ha)	変更後 面積 (ha)	増減
別寒辺牛	2,411.59	2,653.60	242.01
川湯硫黄山	-	265.30	265.30

#### 保護林(希少個体群保護林)の区域

名 称	変更前 面積 (ha)	変更後 面積 (ha)	増減
川湯ハルニレ遺伝資源	36.21	削除	▲36.21
川湯アカエゾマツ	105.19	削除	▲105.19
硫黄山高山植物	89.20	削除	▲89.20



## II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(個別の変更)

### 【釧路根室森林計画区】②

○ 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

施業群	変更前	変更後	増減
通常伐期	289	275	▲14
長伐期	403	399	▲4
複層林	15,204	15,278	74
天然林・その他	28,874	28,824	▲50

○ 伐採総量、更新総量、保育総量、林道

	区分	変更前	変更後	増減
伐採総量	主伐 (m3)	436,295	424,205	▲12,090
	間伐 (m3)	1,361,057	1,372,602	11,545
更新総量	人工造林 (ha)	2,958	3,095	137
保育総量	下刈 (ha)	17,800	15,705	▲2,095
	つる切・除伐 (ha)	4,376	3,063	▲1,313
林道	開設(延長)(m)	13,680	17,680	4,000

○ 治山事業

	変更前	変更後	増減
保全施設(箇所数)	12	14	2

※ 溪間工+1箇所、山腹工+1箇所

### 【留萌森林計画区】

○ 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

施業群	変更前	変更後	増減
複層林	3,593	3,664	71

○ 保育総量

		変更前	変更後	増減
保育総量	下刈 (ha)	9,925	7,903	▲2,022
	つる切・除伐 (ha)	4,204	2,943	▲1,261